

静岡県告示第235号

指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(i) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第2条第3項第18号</u>に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。</p> <p>イ～サ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(i) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第2条第3項第21号</u>に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。</p> <p>イ～サ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。